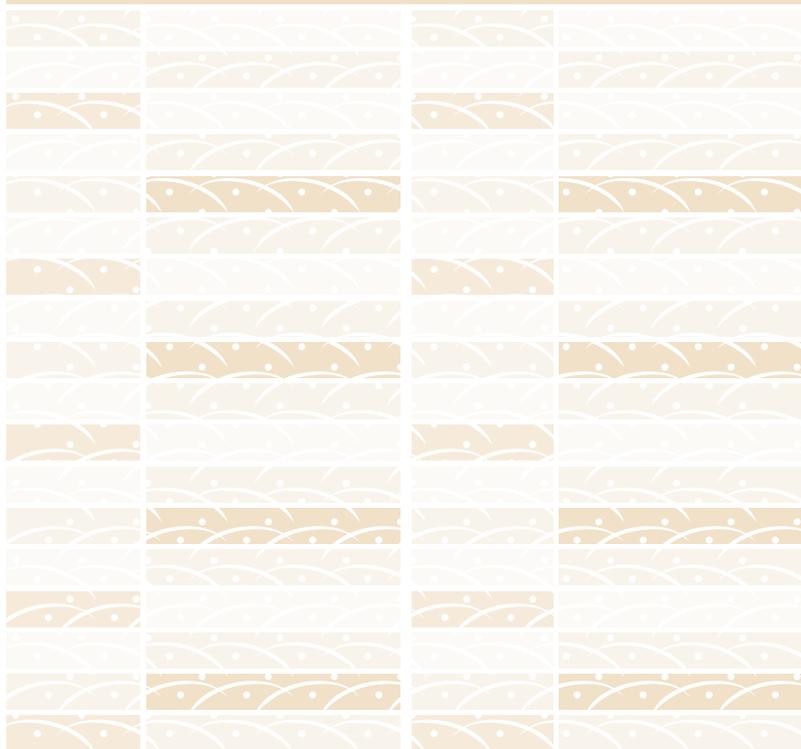


わらしべ長者の 簿記的思考法

細井隆好 著



第10章
フィクションの目的とその運用
—— しくみは「運用」によって生きることも死ぬ
こともある
○ 補論 国というフィクションをどう活か
すか —— 日本の未来のために

本書は、第1章の「目的」と「手段」を考えることから始めました。「どういう結果（効果）を得たいのか＝目的」「それを遂行するためにはどうしたらいいか＝手段」、仕訳を通じて取引を考えました。

本章では、経済援助の give & take、簿記的思考法について述べていきます。

第1節 援助のトラクターを「売る」

ジャーナリストの松本仁一氏が講師を務めたラジオ番組『NHKカルチャーラジオ 歴史再発見 アフリカは今 カオスと希望と』¹⁾のエピソードを紹介します (pp.106-109、筆者による要約)。

1985年、イタリア政府は西アフリカのガーナにトラクター100台の援助を決めた。総額230万ドル、イタリア政府はその配分を国連食糧農業機関（FAO）に委ねた。

現地スタッフより次のような申し出があった。

トラクターだけもらっても、それをメンテナンスするしくみがガーナにはない。トラクターは70台でいいから残り30台分の予算で、整備工場を3カ所に作ってほしい。それとガーナ人の優秀な若者を送るから、半年間、トラクターの整備技術を教育してほしい。

ただのトラクターは誰も整備をしようとならない。村をまわり、市価

の3分1の値段で買わせた。支払は10年ローン、農作物の現物納
でいい。70の村が「買う」という返事（覚悟）をした。

半年後、教育が終わって帰国したガーナ人整備技術者が「よく分か
るトラクター」という巡回講座を開いた。使ったあとは必ず洗え。こ
まめに油をさせ。ネジはまず左に回し、カチッと行ってから右に回せ。
おかしいところがあったらすぐに整備工場に連絡しろ……。字が読め
ない農民にも理解できるごく初歩的なマニュアルを、徹底的に教育し
た。

農民たちは必死になった。もし壊れても残りのローンは払わなけれ
ばならない。毎日きれいに水洗いする。ちょっとおかしいと思うと工
場に自転車を飛ばし、「クラッチから変な音がする」「ギアがひっかか
る」と報告する。

物納されたローンの作物は市場に出され、代金は整備工場の技術者
の給料となった。

同じころ、隣の地域にアフリカ開発銀行（日本が7割を出資）が
100台、「ただのトラクター」を援助した。1年たらずで80台が壊
れた。3年で全部壊れた。しかしイタリア援助のトラクターは、配備
から8年経ってもどれもびかびかで1台も壊れていなかった（トラ
クターのローン10年である）。

第2節 プロジェクトを予算と仕訳で再現する

—— トラクター 70 台が、10 年経ってもぴかぴかのまま計画プロジェクト

【1】 プロジェクト予算（財源）

それでは、どういう取引があったのか。以下は筆者による試算（事業収支予測、予算組み）です。

①	円／ドルレート（1985年平均）	238.471	円
	イタリア政府・経済援助	2,300,000	ドル
	日本円に換算	548,483,300	円
②	トラクター1台 （本体 5,400,000円、輸送料 84,833円）	5,484,833	円
③	プロジェクト予算枠（トラクター30台分）	164,544,990	円
④	プロジェクト予算（イタリア政府より）	164,545	千円

- ① 1985（昭和 60）年の為替レート（年平均）は 238.471 円²⁾ でした。イタリア政府が援助するトラクター 100 台の総予算は 230 万ドル、日本円に換算すると、548,483,300 円（= 230 万ドル × 238.471 円）です。
- ② トラクター 1 台当たり輸送費込みで 5,484,833 円。輸送料を 1 台当たり 84,833 円として、トラクター本体価格を 540 万円とします。
- ③ トラクターをメンテナンスするインフラ予算枠は、30 台分で 164,544,990 円（= 5,484,833 円 × 30 台）。
- ④ ③を端数処理してイタリア政府からのプロジェクト予算を 164,545 千円とします。

[2] プロジェクト予算の使い道（支出の部）

	千円	数量	千円
⑤ 整備工場：1棟	30,000	3	90,000
⑥ 整備用機械設備：1式	10,000	3	30,000
⑦ 運搬用トラック（キャリアカー）：1台	15,000	3	45,000
⑧ トラクター部品：工場1棟当り	2,160	3	6,480
⑨ 自転車（マウンテンバイク）：1台	60	73	4,380
⑩ 整備技術者養成費用：1人	200	9	1,800
⑪ 研修生の旅費、支度金等：1人	630	9	5,670
⑫ 巡回講座開催、機械油等配付：1村	50	70	3,500
⑬ プロジェクト実行予算 ⑤～⑫合計			186,830
⑭ プロジェクト収支 ④－⑬			-22,285
補 キャリアカー2台をリースに変更	15,000	2	30,000
補 プロジェクト収支（補正後）			7,715
⑮ トラクター売却収入：1台	1,800	70	126,000

- ⑤ 整備工場は3カ所。建築費のみの支出とし、土地は村に提供してもらいます（トラクターを購入したどの村も工場が近い方がよいので協力してくれます）。
- ⑥ 電気設備（電気の供給は期待できないため発電設備が必要）、ホイスト（工場取付クレーン）、ジャッキ等、トラクター整備に必要な機械設備を用意します。
- ⑦ トラクターを運ぶ運搬用トラック（キャリアカー）を各工場に配置します。
- ⑧ 当初、交換用部品として、トラクター本体価額の4割程度を用意します。
- ⑨ 村から整備工場へ修理を依頼するときに使う自転車（悪路に備え

マウンテンバイク)を各村分70台+整備工場分3台用意します。整備工場より無償貸与とします。

- ⑩ 各工場に配置する整備技術者の研修費用。3工場×3人。

現在、日本で2級自動車整備士³⁾の受験資格を得る専門学校に通う場合、2年間で250万円ほどかかります(月当たり10万円ちょっと)。ここでは、期間は6カ月間でトラクターの限定講習なので、1人当たり20万円で設定しました。

- ⑪ 上記研修生の6カ月間の滞在費等の補填。

1984(昭和59)年の人事院勧告⁴⁾によると、この年の高卒初任給は93,400円となっています。これを参考に、1985(昭和60)年の旅費、支度金、滞在費等1人当たり63万円(生活費8万円×6カ月+交通費・支度金15万円)とします⁵⁾⁶⁾。

- ⑫ ⑦のキャリアカーでトラクターを各村に届け、「よく分かるトラクター」という巡回講座を開催します。機械油等日常お手入れセットを配付します。

- ⑬ ⑤~⑫の合計は186,830千円となります。

- ⑭ プロジェクト予算は164,545千円(④)ですから、収支は22,285千円の赤字となります。

- ⑮ もっとも、トラクターはただではありません。市価の3分の1(180万円=540万円/3)で売っているのです、この代金(126,000千円=180万円×170台)が回収されれば黒字になります。

ただ、代金は10年ローンですから、資金ショートします。では、どうするか。

[3] 補正

足りない資金を借りて支払いを済ませることが第1案。⑦のキャリアカー3台のうち2台をリースにして購入資金を減らすのが第2案。

しかし、それより何より、当初予算見積もりの見直しが最初に講ずる方策です。

松本氏の職業はジャーナリスト。アフリカの取材・報道に携わられた方です。事実の検証・分析をすることに使命があります。

本書で述べてきた簿記的思考は、経済活動を仕訳というツールで表現することです。

第3節 プロジェクトを仕訳（再現）する

[1] 時系列で追ってみる

イタリア政府のガーナへの経済支援は単純な仕訳でした。

トラクター100台分の経済支援 / 230万ドル

FAOが提案したプロジェクトを時系列で追ってみます。日本の事業年度に則して4月開始としました（筆者によるフィクションです）。

① 整備員養成 —— 4月

まず、人材の確保です。工場は3カ所。各工場に3人配置するとして9人。4月、全国の若者に募集をかけます。募集はFAOの予算です。募集期間1カ月、選考期間1カ月として6月、研修機関に対し9人分の講習代を支払います。

⑩ 整備技術者養成費用 / 現金 180万円

⑥ 整備工場建設開始 —— 4月

並行して、整備工場3棟を建設します。工期は6カ月。どこに建てるか、候補地の選定を開始します（これは次の㉔とも関連します）。誰に建てさせるか、業者の入札が行われます。5月下旬、建築資材や労働賃金の支払資金として、着手金を支払います。地元住民に雇用の機会がうまれます。

⑤ 整備工場3棟建設工事着手金 / 現金 3,000万円

㉔ トラクター販売 —— 4月

同じく4月、村々を回り「10年分割ならお金を払ってでもトラクターを手に入れて農産物の生産性を上げたい」というトラクター購入希望者を70件集めます。

⑮ 分割債権期待（予約）権 / トラクター引渡予約権

会計処理上「約束した」だけの段階では「簿記でいう取引ではない」として仕訳の対象とはされません⁷⁾。金額並記できない（そこまで確定したものではない）からですが、物々交換で取引を捉えれば上記仕訳となります。

ちなみにドタキャンは損害賠償の対象となり得ます。また相続税では、決算日以降株主総会前に死亡した被相続人に配当が支払われた場合「配当期待権」として相続財産に含めます。

④ 整備員の研修開始 —— 6月

全国から選ばれた研修生9人が研修に出発（ガーナの公用語は英語ですが教育を依頼したイタリアへ）。支度金15万円、旅費、滞在費、帰国費をその都度支出します。

⑪ 支度金、旅費、滞在費、帰国費 / 現金 567万円

⑤ 建設工事中間金 —— 9月

建設業者に工事中間金を支払います。また、発電設備やトラクター整備機械等を発注します。

⑤ 整備工場3棟建設工事中間金 / 現金 3,000万円

⑥ 整備工場完成 —— 11月

11月下旬、整備工場3棟が完成しました。各工場に機械設備設置、修理部品配備、キャリアカーを配置します（うち2台はリース★¹）。

⑤ 整備工場3棟建設工事最終残金 / 現金 3,000万円

⑥ 機械設備（3棟分） / 現金 3,000万円

⑧ トラクター交換部品（3棟分） / 現金 648万円

⑦ 車両運搬具（キャリアカー1台） / 現金 1,500万円

⑦ リース資産（キャリアカー2台） / リース未払金 3,600万円

★¹ リース料金をウェブサイトで調べてみると、期間5年でリース総額112.2%、6年で114.5%、7年で116.8%でした⁸⁾。ここでは10年なので、120%として計算しました。ちなみに1985（昭和60）年の公定歩合⁹⁾は5%です。

㉔ 整備員の研修終了とトラクターの到着 —— 11、12月

11月末、半年間の研修が終了、帰国。12月に入りトラクター70台到着、各村へ配備。「よく分かるトラクター」という巡回講座を開催すると共に、機械油等の日常お手入れセット、連絡用のマウンテンバイク（無償貸与）を渡します。

㉕ マウンテンバイク	／ 現金	438万円
㉖ 巡回講座開催、機械油等配付	／ 現金	350万円

㉗ ここまで（整備工場稼働前まで）の支出合計（プロジェクト予算消化額）は15,683万円、残りは7,715千円です。

㉘ 整備工場稼働後の収入は、トラクターの売却代金12,600千円（＝180万円×70村）が10年かけて回収予定です。1月当たりの回収額は105千円です。

一方支出は、キャリアカー（2台）のリース料が1か月300千円（10年で36,000千円）かかります。整備技術者の人件費を1人120千円として1か月1,080千円。固定費を1工場150千円として1か月450千円。合計1,830千円です。

よって、1工場3人体制として1人当たり200千円の売上総利益（売上^{マイナス} - 売上原価）が必要となります。

[2] 筆者よりお詫びと訂正

上記のとおり「トラクター70台が、10年経ってもぴかぴかのままプロジェクト計画」は工場の維持運営に無理がある、というのが筆者の試算となりました。

そんなはずはありません。「ぴかぴかのままだった」というのが松本氏の取材結果です。では、どこで間違えたのでしょうか。

筆者は当初、1工場5人の技術者を想定しましたが、ランニングコスト（人件費）がまかなえそうにないことから、2人削って3人体制に軌道修正したのが上記結論です。じゃあ、1工場2人体制にするか？それは厳しい選択です。また、整備技術者の養成やマウンテンバイクも、それぐらいかかると思います。

では何か？

建設費用ではないか、と思います。国税庁ホームページにある「令和3年分 譲渡所得の申告のしかた」に【参考2】「1 建物の標準的な建築価額表（単位：千円／㎡）」が掲載されています¹⁰⁾。

それによると、構造が鉄骨の場合、平成30年は214.1千円、昭和60年は96.9千円とありました。今の建築費の半分ぐらいの支出で済んだ、ということのようです。

構造 建築年	木造・ 木骨モル タル	鉄骨 鉄筋コン クリート	鉄筋 コンク リート	鉄骨
昭和50年	67.7	126.4	97.4	60.5
60年	104.2	172.2	144.5	96.9
平成元年	123.1	237.3	193.3	128.4
10年	158.6	225.6	203.8	138.7
20年	156.0	229.1	206.1	158.3
30年	168.5	304.2	263.1	214.1

国税庁ホームページより「1 建物の標準的な建築価格表（単位：千円／㎡）」
（筆者による一部抜粋、加筆）

第10章 フィクションの目的とその運用

そこで、工場建築費を1棟2,000万円に修正して試算してみました。そうすると、次のように内容が変更となります（白抜きが変更点）。

	千円	数量	千円
⑤ 整備工場：1棟	20,000	3	60,000
⑥ 整備用機械設備：1式	10,000	3	30,000
⑦ 運搬用トラック（キャリアカー）：1台	15,000	3	45,000
⑧ トラクター部品：工場1棟当り	2,160	3	6,480
⑨ 自転車（マウンテンバイク）：1台	60	73	4,380
⑩ 整備技術者養成費用：1人	200	9	1,800
⑪ 研修生の旅費、支度金等：1人	630	9	5,670
⑫ 巡回講座開催、機械油等配付：1村	50	70	3,500
⑬ プロジェクト実行予算 ⑤～⑫合計			156,830
⑭ プロジェクト収支 ④－⑬			7,715
⑮ トラクター売却収入：1台	1,800	70	126,000

⑤～⑫の合計（⑬）は 156,830 千円となり、プロジェクト収支（⑭）は 7,715 千円の黒字となる。

⑬、⑮、⑯、の仕訳⑤はそれぞれ 3,000 万円から 2,000 万円に減額となり、⑯の仕訳⑦はリースを組む必要がなくなり予算でまかなえることとなります。

【3】 再び筆者よりお詫びと訂正

ここで上記記述の、もっと大きな単純ミスに気がきました。これからの収支予想について書いた①の前半です。

【誤】 ① 整備工場稼働後の収入は、トラクターの売却代金
12,600 千円 (= 180 万円 × 70 村) が 10 年かけて
回収予定です。1 月当たりの回収額は 105 千円です。



【正】 ① 整備工場稼働後の収入は、トラクターの売却代金
12,600 万円 (= 180 万円 × 70 村) が 10 年かけて
回収予定です。1 月当たりの回収額は 105 万円です。

桁違いという、単純ミスです。試算をやり直し、①以降を次のように訂正します。

① 整備工場稼働後の収入は、トラクターの売却代金 12,600 万円 (= 180 万円 × 70 村) が 10 年かけて回収予定です。1 月当たりの回収額は 105 万円です。

一方支出は、整備技術者の人件費を 1 人 120 千円として 1 月 1,080 千円。固定費を 1 工場 150 千円として 1 月 450 千円。合計 1,530 千円です。

① 収支は月 480 千円足りませんが、プロジェクト予算未消化額が 7,715 千円あります。7,715 千円 ÷ 10 年 ÷ 12 カ月 = 月 64 千円ほど補てん可能。足りないのは月 416 千円です。1 人当たり 50 千円の売上総利益 (売上 - 売上原価) が必要でしょう。

① トラクターの修理、点検は「ただ」である必要はありません。有償でかまいませんが、松本氏のレポートに次のような記述がありません。

物納されたローンの作物は市場に出され、代金は整備工場の技術者の給料となった。

トラクターの売却代金が何故給料になるのか？ 意味がわかりませんでした。しかし、プロジェクトの目的（経済支援）という視点でこの記述を読むと、別の面が見えてきます。

「トラクターを市価の3分の1で売った」のではありません。トラクターは「ただ」でした。トラクターを長く大切に使用してもらいたい。そのためにはメンテナンスが欠かせない。そしてそれには、整備技術者のサポートが必要です。そこで、そのサポート料10年分の費用として本体価額の3分の1を対価として要求した。支払は分割ですからコピー機などの保守料と同じ考え方です。

これには整備技術者の技術料（労務＝給料）は含まれますが部品の交換代は含みません。部品代は有償です。「ただ」にすると「大事に使う」という気持ちが薄れ、ずうずうしい交換要求がでてきます。部品代はしっかり利益を乗せて請求します。足りない月416千円は「物」で稼ぎます。トラクターの燃料供給というサポートビジネスもあるでしょう。

いかがでしょうか。仕訳を使ってプロジェクトの皮算用を行ってみました。筆者の結論は「なんとかなる」です。

本書で述べてきた簿記的思考は、経済活動を仕訳というツールで表現することです。具体的にイメージできるという意味がおわかりいただけたと思います。

column・1001

ただの援助米

松本仁一『NHK カルチャーラジオ 歴史再発見 アフリカは今 カオスと希望と』¹⁾より (pp.104-106、筆者による要約、下線)。

ケニア南部、キリマンジャロ山ふもとのタベタ村では、じかまき農法^{★2}でコメを作っていた。日本の田植え農法だと10^{アール}a当たり10俵の収穫があるが、タベタでは2俵程度だった。

日本の青年海外協力隊員が派遣され、田植え農法を教えた。収量は次第に上がり、8年間の指導で3俵半ぐらいとれるようになった。人々は増産に意欲を示すようになり、夜、協力隊員の家までやってきて手入れの方法を相談する熱心な農民も出てきた。

1984年1月、タベタ村は水量（キリマンジャロ山雪解けの伏流水）がいつも通りだったので順調に田植えをすませた。しかし国境の向こうのタンザニアが大干ばつで食糧危機におちいった。日本や米国がタイでコメを買い付け、タンザニアに送った。タンザニア政府は地方農民にそれを無料で配給した。

タンザニアの人々はふだん、トウモロコシ粉を主食にしている。コメは値段がトウモロコシ粉の4倍もするぜいたくな穀物で、割礼儀式やお祭りなどのハレのときにしか食べない。そこに、ただのコメがどんと届いた。腹を空かせ、質より量のタンザニアの人々は、その援助米を食べずに売った。国境を越えて7キロ先のタベタ村に持ち込み、2倍、3倍の量のトウモロコシ粉と交換した。ケニアの国境地帯では安い援助米が出回るようになった。

★² 種もみをばらまくだけで何もしない方法。水の深いところに落ちた種は水腐れしてしまうし、草取りをしないので、養分を雑草にとられてしまいます。結果、収量は少なくなります。

一方、田植えは苗代を作り（種の発芽効率が上がる）、間をあけて苗を植えます（バラ蒔きで発芽が密集したら間引きが必要）。養分効率を上げるため、繰り返し草取りをします。手間はかかるが収量は増えます。

第10章 フィクションの目的とその運用

タベタ村のコメは砕け米や小石がまじる。タイ米はきれいに精米されている。仲買業者は、同じ程度の値段なら当然、安くてきれいな援助米を買う。

そのためタベタ産のコメは市場で売れなくなってしまった。苦勞して田植えまでして作っても売れない。農民は食えなくなり、増産の意欲を失った。村の若者は職を求めて都会に出ていき（手間のかかる田植え農法ができなくなり）、またもとのじかまき農法にもどってしまった。

援助がその国の農業を壊してしまったケースはほかにもある。

西アフリカのマリでは、ニジェール川の水位が下がって畑に水が上がらず、耕作ができなくなった。食えなくなった農民が首都バマコに流れ込んだ。国連を中心とした救援組織が郊外に難民キャンプを作り、小麦粉や食用油、魚の缶詰などの配給を始めた。ところが難民たちは、一息つくと商売気を起こす。配給品を消費せずに町の市場に持っていき、相場の半額以下で売る。町の市場には安い食料があふれ、市場価格が崩壊した。バマコ周辺には、ロバを使ったりポンプを入れたりしてニジェール川の水を畑まで揚げ、なんとかしのいでいる地元農民がいた。しかしせっかく作った農産品が売れなくなり、彼らも相次いで難民キャンプに入ってきた。苦勞してがんばっても食えないなら、ただの配給をもらった方がいい。

緊急援助は相手国政府に渡しさえすればいいというものではない。相手がどのような状態にあり、何をもとめているか。それを考えないことにはせっかくの援助が生きてこない。

1984年、「食料が足りない」と諸外国に緊急援助を要請した政府が港に届いた援助物資に輸入関税をかけました。救援物資が反政府勢力に渡るのを阻止するのが主な目的だったようです（引き取り手のなくなった援助物資は政府とその取り巻きが横取りしました－筆者私見）。

どうして、そういう事態が起こるのか。

飢餓に陥ったのは大統領の属する部族、地域ではありません。そこの人たちが何人死のうと平然と見捨てる、そういう部族間対立がそこにあります。その原因となったアフリカの歴史があります。

西欧列強が、武力でアフリカを支配する（隷属させる）過程で自分たちの都合

で大陸に国境線を引きました★³。言語、文化の異なる部族が一つにまとめられて植民地になりました。被支配者である間は、部族間対立は問題になりません★⁴。ところが、その地域が一つの独立国となると他部族への差別攻撃が始まります。その国の多数派（部族）はどこか。国というフィクションは対立・差別という内紛を常に抱えています。

「認知革命」という手段を手に入れたホモサピエンスは、フィクションによって生物の頂点に立ちました¹¹⁾。しかし、その武器（手段）は「支配者」と「被支配者」という新たなフィクション、「敵（目的）」を創り出し「ホモサピエンスの仲間割れ」という新たな段階に進んでしまったのではないのでしょうか。

★³ 「アフリカは、ある時代ポルトガル、スペイン、ベルギー、フランス、イギリス、ドイツ、イタリアによって植民地として分割された（例えばマサイ部族はケニアとタンザニアに分断された）」（松本重治 監修『アフリカハンドブック』¹²⁾ 序文、筆者による要約）。

「ケニアとタンザニアの国境はインド洋からビクトリア（Victoria）湖に向かって（北西に）まっすぐ延びている。それがキリマンジャロ山の手前から北へカーブし、山を迂回して再び北西（湖）へまっすぐ走っている。この曲線（国境線）はベルリン会議（1884年11月—1885年2月）で決まる。期間中に誕生日を迎えたドイツ皇帝にイギリス女王ビクトリアがお祝いに何が欲しいか尋ねる。皇帝は「万年雪のある山を一つ分けてもらえないか」と答え、女王は「そんなものでいいの？」と気軽に承諾し、英領ケニアの一番南にあるキリマンジャロ山が独領タンザニアにプレゼントされた」（松本仁¹⁾ p.30、筆者による要約）。

湖の名称は1858年8月、「発見した」イギリスの探検家が女王の名を取り命名したもの。国境は植民地にした国主二人がベルリンで決めたものである¹³⁾。

★⁴ 「政府系の雑誌やラジオが「国の経済を悪くしているのは〇〇（少数民族）だ」とするプロパガンダを始めた。国内に敵を作り、それに向けて憎悪をあおるというやり方で、政権に対する国民の不安をそらそうとしたのだ」（松本仁¹⁾ p.112、筆者による要約）。

第4節 補論 国というフィクションをどう活かすか —— 日本の未来のために

[1] 民主主義（租税法律主義）というフィクション

国家と民主主義について、我妻栄『法律学全集2 法学概論』★⁵は次のように述べます（pp.14、筆者による要約、下線、（ ）書きは筆者注）。

民主主義は、各個人が個人として尊重され、その意思が平等な支配力を持つ仕組み、人の精神と生活態度に関する一つの理念である。

多数の人間が共同生活を営む（目的）には、それを秩序立てるために、一定の組織（国というフィクション）を作り、これを（遂行する）権力が必要である。また、家族関係や財産取引の関係でも、ある程度の規則を設け、これに従わせる権力が必要である。

すなわち、国家組織と統治権力（手段）が必要なのである。この組織を作りこれを維持する権力は、人々の意思とは無関係な、例えば神の命を受けた者（君主）の専断な意思によって行使される状態から、次第に国民全体の意思によって行使される状態に進んできた。民主主義（へ）の進歩である。

（君主による）統治が無慈悲・苛酷とは限らない。高い道徳を備えていれば、その統治は国民に幸福なものでありうる。しかし、実際は、権力を掌握するものが自分の利益のためにこれを濫用するか、その権力者の名を借りる者（下記「僚臣」など）の専恣放縦（わがままの意）

★⁵ 『法律学全集2 法学概論』¹⁴⁾は、著者・我妻栄（1897.4.1 - 1973.10.21）の急逝により未完のまま1974（昭和49）年に出版されました。

な行使に（名ばかりの権力者が）委せるか、いずれかの状態となることは、歴史の示す事実である。

我が国の民主化（のしくみ）は、明治憲法によって制度として半ばまでその道を進み、昭和憲法によって、ほぼ完成の域に達した。もちろん、制度（しくみ）とその運用とは一致するものではない。制度は、運用によって、一層民主主義の理想に近づくこともでき（大正デモクラシー時代の明治憲法）、また、その反対に制度の趣旨が運用によって殺されることもある（日本国憲法が本来の趣旨に従って運用されているかどうか、疑問を抱かせるものもある）。

国家を構成する中央権力を主権と呼ぶ。主権は最初、どこの国でも一人の主権者（君主）に属し、その子孫に承継された。主権者は、（その多くが）民族を征服した実力者であった。

主権者（君主）の統治（国民を支配し、秩序を維持すること）は、複雑広汎な仕事であるから職分を分け、下臣をして担当させた。すなわち、統治は主権者（君主）の命令に服従する僚臣によって行われた。

僚臣による統治は、主権者の意思を絶対のものとするが、国民に大きな負担をかける事項は、（国民、僚臣からの反発・抵抗を招き★⁶）国民の代表者（要求・要望のとりまとめ役）の承諾をえなければ円滑に行うことができないようになっていく。主権者はその権力をみずから制約し、一定の事項は何らかの形で国民の代表者の承諾をえて行うことを国民と約束するようになった。これが主権の（国家組織の権力）行使を牽制する議会の発生である。

議会の承諾をえなければならぬ事項は、最初は、税金を徴収する

こと★⁷と刑罰・兵役その他の労役を課することを主としたが、その後、その範囲は、次第に拡張されて、国民の権利義務に関係するすべての事項に及ぶようになった。

そして、こうなると、国王の僚臣の行う統治の主要なものが、おのずから、議会の作る法律をものさしとして行われるようになる。権力行政から法治行政への推移と呼ばれる進展である。

同時に、議会の構成そのものも変遷していった。最初は、国民の中の特権階級に限られたが、その範囲は、次第に拡張し、(最終的に)普通選挙制度へと進展する(「牽制機能を持つ議会」を牽制する機能を果たす(担保する)のが選挙という制度(国民の代表を選ぶ)ということになる)。

★⁶ 逃散(難民:人がいなければ統治のしようがなくなる)、打ち壊し、暴動、クーデターなど。

★⁷ *column*・1002 参照

国家は人類が創り出したフィクションです★⁸。人類が国の存在意義を認め、組織と権限を与えました。君主・大統領・内閣総理大臣などの肩書を持つ人に国の遂行名義人として権限が委ねられ、その組織構成員（スタッフ）に職分を分け、担当させます。

★⁸ 水野勝『租税法』¹⁵⁾は国（及び地方公共団体）の存在意義を「公共部門」という用語を使って次のように説明します（pp.1-3、筆者による要約、（ ）書きは筆者注）。

1. 広義の秩序維持活動（警察、司法、防衛、外交等）は公共部門が存在しなければできない。
2. 治山・治水、道路建設等の公共事業や教育・科学研究等も公共部門に大きく依存している。これらを民間に求めるには限界がある。
3. 産業に対する様々の介入。幼稚産業の保護（育成・発展）、私的独占（カルテル等）の排除、鉄道、電力、通信等の公益事業の統制、環境保護政策等、介入しないと適正な経済の発展が見込めない。
4. 社会保障支出や累進所得税による所得再分配（この所得再分配は、市場経済の下で生ずる所得分配を修正しようとするものである。（高所得者の）所得を他の人々に移転する以上、任意の市場取引（分け前取引）にこれを期待できない）。
5. 経済に不可避の不況やインフレに対処し、経済の安定化を図る（適切な財政金融政策なしに市場経済が自動的に不況やインフレを脱しようとは考えにくい）。

以上が公共部門の必要性の主なものである。

その活動財源として租税の必要性が導かれる。ただし、租税は単に財源調達的手段に止まるものではない。炭酸ガスの排出課税や輸入関税（などの政策課税や経済活動を後押しする減免政策——特別償却や住宅取得に伴う優遇税制など）もある。（租税は公共部門の活動（政策）手段としても機能するが）租税の最大の目的が公共部門の財源調達にあることはいうまでもない。

例えば、租税は国民の財産を国が取り上げる行為、その権限が遂行者の肩書（税務署長）に付与されます。その負担（税）は国民の代表者の承認に基づき決められたもの（租税法の制定）です。国（遂行者）の専横をコントロールするしくみ、民主主義という新たなフィクションです。

民主主義は、統治権をその作用から立法（執行機関は議会）、司法（裁判所）、行政（内閣・大統領）に分け、互いに牽制しながら全体のバランスをとるしくみ、三権分立の制度を作りました。しかし、制度の趣旨に沿って運用されるとは限りません。牽制が機能せず、行政府に引きずられることもあります。行政が1人の遂行者の肩書で行われる以上、制度が機能するかどうかは運用を委ねられた人物の人格（道徳）にかかっている、といわざるを得ません（筆者の私見ですが、上から目線の言動の人物かどうか、その人の肩書に付与されているのに自らの権限であるかのように振る舞う人は権限を手放そうとしません）。

民主主義は（間接的ではあったとしても）国民に遂行者を選ぶ権利を与えました。選挙制度は、遂行者としてふさわしくない人物を選ばない（落選させる）権利です¹⁶⁾。

いや、権利の行使は民主国家の国民（有権者）の責任だ、と（言い換えるべきだと）筆者は思います★⁹⁾。

★⁹⁾ 民主主義は「国民のための政治」であるが、何が、「国民のための政治」であるかを自分で判断できないようでは民主国家の国民とはいわれぬ。（文部省『民主主義』¹⁷⁾ p.24)。

第10章 フィクションの目的とその運用

その国民がつくった法律、それに基づいて税を納める。主権者が自発的（自主的）にみずからの税額を決め、納める。そういう主権者の一つの法律行為というものが、この申告納税方式の源泉（憲法意識）だろうと思います。

私が自分で計算をして申告書を出します。はい御苦労さんでしたと言って收受印をぼんと控えに押してくれる★¹¹。受理印じゃなくて、收受。申告書を出して、その申告書に基づいて税務署が調査をしたり審査をしたり、あるいは税務署長が承認をしたり認可したり、そういう作業は一切ない（そういう作業があるとすれば「受理」でしょう）。

税理士さんの仕事はどういう仕事かと言えば、国民が自分の納めるべき税金を確定していく、その援助をしていく。計算がむずかしければお手伝いたしましょう、申告書を書くのがむずかしければかわりに書いてあげましょう。そういうものをお手伝いするのが税理士さんの仕事だということが論理的に出てきますね、論理的に。税務署のお手伝いをするということではない。

申告納税方式というのは主権在民（憲法前文）、主権者たる納税者に与えられた一つの権能（権利）なんだ。そういう国民、納税者に与えられた権利を税理士さんが助ける、これが税理士さんの仕事である。

その助け方が下手で、違法な、法律に合っていないような申告をすれば、納税者の権利——申告権というのは没収される。税務当局の処分により税額が決定される。

私は基本的な考え方としてはそういうふうに理解すべきではないか。やや

★¹¹ 国税通則法の16条1項の1号の定義には、納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則とし、(ア)その申告がない場合、(イ)その申告に係る税額の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかった場合、(ウ)その他当該税額が税務署長又は税関長の調査したところと異なる場合に限り、税務署長又は税関長の処分により確定する方式をいう、とあります。

下線が原則であり、(ア)(イ)(ウ)は例外とされます。税務署が調査に赴いて申告にまちがいがあれば指摘・指導する。納税者が納得すれば修正申告を自主的に提出する。しかし、納税者が納得せず修正申告に応じないこともある。それを容認したら課税の公平が保てない。そこで税務当局には更正（賦課決定）処分が認められています。

哲学的な質問ですから、これは大臣に答弁をしてもらいましょうかね。

○ 国務大臣（竹下登君）

片岡委員の話は私もよく理解のできるところであります。わかりやすく聞かせていただきました。

納税、納めるという言葉、ましてや徴税という言葉、その点がアメリカの場合はタックスペイヤー、税金の支払い者、そういう言葉になっておる。それからセルフアセスメント、自分で評価するというような言葉、これが非常に民主的に聞こえる言葉だなあという感じを私も持った一人であります。

しかし、税法上の言葉となりますと、やっぱりかなり窮屈なものになってまいります。けれども、基本的な流れとしては、私は片岡委員の説に賛成です。

○ 委員長（世耕政隆君）

片岡君から委員長の手元に修正案が提出されております。

本修正案を議題とし、片岡君から趣旨説明を願います。片岡君。

○ 片岡勝治君

修正案は、法案第 1 条の税理士の使命のうち、「税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、」の次に、「申告納税制度の理念にそって」を挿入するものであります。

申告納税制度は、主権者たる納税者にみずから租税債務を確定する権能を認めたものです。したがって、税理士は、納税者の自主申告権である税法上の行為を援助するとともに、税法上の權益を擁護するという社会的任務が課せられるべきと考えます。

この理念（申告納税制度）が、税理士制度とこの税理士法の運用に貫かれていけば、納税義務の適正な実現に通ずることは、言うまでもありません。

この考え方を第 1 条の税理士の使命の中に明確にし、税理士法全体に及ぼそうとするのが、この修正案の理由であります。

column・1003

タックスペイヤーという発想

筆者は第8章で税金を「分け前（要求）取引」と表現しました。税に対して、国の「搾取」という認識を持っているから、「とられる」という言葉がごく普通に使われます（筆者も使います）。

『日本語シソーラス——類語検索辞典』²⁰⁾によれば、「搾取」という項目に次のような言葉が別表現として収録されています。

しぼり取る、^{ひし}筆る、^は剥ぐ、ふんだくる、巻き上げる、たかる、上前を^は撥ねる、ピンはね、横取り、ぱくり、^{かす}掠り取り

「納税」に対してこのように表現する人が多いのではないかと、思います。「その意識を何とかしたい」という思いが、国務大臣（竹下登大蔵大臣）の答弁「納税、納めるという言葉、ましてや徴税という言葉、その点がアメリカの場合はタックスペイヤー、税金の支払い者（中略）これが非常に民主的に聞こえる言葉」に表れていると筆者は思います（column・1002）。

give & take なら「見返り」という期待（関心）は当然ですが、「搾取」では「あきらめ」が先に立ちその使い方に関心を寄せません。納税を民主主義の視点で考える。片岡勝治委員は質疑の中で次のように述べています。

「私たちは、主権者たる国民は、この申告納税方式を意識して納税に協力というか、みずから率先して税額を決めて納税している。こういうふうに私は理解をするのが、正しい戦後の憲法に基づく、あるいはその憲法に基づく税制だろうと思うんですが、そういうふうに理解すべきではないんでしょうか。」

分け前取引である株主と会社では、会社の株主への報告義務と株主総会での発言権が認められています。「分け前要求取引」ではあるけれども give & take の意識、税の支払い pay と監視 supervision という関係の認識が必要だ、と思います。

[2] Who pays the cost? — フィクションは責任をとらない

では、選挙権をどう行使したらよいのか。

社会学者の上野千鶴子氏は、世の中をよくしたいと行動している社会運動家とのオンラインシンポジウムで「世の中は正義では動かない」と述べました²¹⁾。「じゃ、なんで動くんですか？」と問われ、「利害で動く。もし世の中が正義や合理性で動いていれば、もっと早くに社会が変わっていたにちがいない」。

利害で動く、とはどういうことか。上野氏はごくシンプルに二つの問いかけをします。

「これから誰が利益を得るか Who gains from it?」

「誰がそのツケを払うのか? Who pays the cost?」

フィクションは共通の目的^{イコール} = 分け前取引のために創られました(国と国民、会社と株主)。その業務は組織の肩書を持つ自然人によって遂行されます。遂行者は代行をしているだけで、当事者(国、会社)ではありません。権限と責任(権利と義務)はセットですが、遂行者(自然人)個人の権限・責任ではありません。肩書がなくなれば、責任をとる(遂行)権限がありません。

フィクションの責任をとるのは遂行者ではなく、フィクションの構成員です。国であれば国民、企業であれば株主ですが、その取引先にも負担が及びます。

東日本大震災に伴う東京電力福島原子力発電所事故の後始末については次のような経緯をたどりました(事故前の原子力発電の状況から始めます)。

2004(平成16)年8月30日、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において「バックエンド事業に対する制度・措置の在り方につ

いて」という中間報告がとりまとめられました²²⁾。要約すると次のような内容でした。

これまで電気料金の設定に当たり原子力発電のバックエンド費用(再処理費用)を想定しなかった(再処理してウランとプルトニウムを取り出せば、その費用がまかなえるから負担は0円と考えた)。ところが、再活用ができない。2003(平成15)年11月11日、バックエンド総事業費19兆円という試算が報告された。その費用を積み立てる必要がある。

誰が負担すべきものか。これまで安い電気の供給を受けていた受益者の負担である。過去の電気料金を計算し直して追加料金を求めるか。できない。今後の電気料金に上乗せするのが妥当である。

2005(平成17)年5月20日、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」(法律第48号)²³⁾が公布されました。これを受け電力会社は使用済燃料再処理等積立金を資金管理法人に支払うことになりました(第3条)。同年10月、財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター(以下「甲」)が受け皿の指定を受けます²⁴⁾。電気料金に上乗せされた積立金が甲に集まります。

2011(平成23)年3月11日、東日本大震災に伴う東京電力福島原子力発電所事故²⁵⁾が発生します★¹²⁾。

★¹²⁾ 2013(平成25)年9月11日、若杉冽『原発ホワイトアウト』²⁶⁾という小説が発表されます。第6刷りの帯には「リアル告発ノベル」「政財官の融合体…日本の裏社会の正体を教えよう」という言葉が並び、運用によってしぐみの趣旨からかけ離れてしまうフィクションが描かれます。

2016（平成28）年5月18日、上記法律の一部を改正する法律（法律第40号）が公布され、題名を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」²⁷⁾と改められました。同年11月、甲は同法に基づき「使用済燃料再処理等積立金に相当する金銭その他の資産」を使用済燃料再処理機構に引き渡します（残っていた分を移管したわけですが、それまで甲はどのような運用をしていたのか、筆者は気になります）。

2017（平成29）年9月28日、電気事業法施行規則（経済産業省令）の一部が改正され、賠償負担金の回収等、廃炉円滑化負担金の回収等という項目が追加されます²⁸⁾。内閣府・消費者委員会意見（2020（令和2）年8月28日）²⁹⁾によれば、

- ・ **賠償負担金**は、福島第一原子力発電所事故後に導入された賠償への備えに関して、事故前に確保すべきであった不足分を託送料金のしくみを利用して**需要家から回収するもの**
 - ・ **廃炉円滑化負担金**は、原子力発電所を円滑に廃炉するための費用を託送料金のしくみを利用して**需要家から回収するもの**
- とされています。

事故を起こしてしまった東京電力（フィクション）の尻拭いを電気の利用者が行うというしくみです★¹³⁾。後始末をしていく立場になっ

★¹³⁾ 民間企業の事故だから国が負担するものではない → 東京電力に後始末をするだけの資力はない → 電気料金の値上げで費用を捻出することになる → 原子力発電の電気の供給を受けている全ての利用者で負担すべきである。

廃炉予定の発電所を再稼働させることで電気料金の上昇を抑えられる、という捉え方もあるでしょう（原子力アレルギーの解消、安全対策コスト、ハードルが高いのは事実ですが）。

で考えてみると、原子力発電の恩恵を受けている利用者全員で負担する、という結論になるでしょう。保険や共済などの考え方、リスクの分散です。

フィクションという分け前取引システムはリターン（便益）とリスク（負担）を構成員に割り当てるしくみです。

リスク分散（利用者負担）のスキームは事故直後から予想できたでしょう。しかし、そのしくみを採用したのは事故から6年後です。事故への関心が薄れ（ほとぼりが冷め）負担を受け入れ易くなってからです。電気料金の上乗せは2020（令和2）年10月から実施です（構成員に冷静な判断をしてもらうには「冷却期間」が必要です）³⁰⁾。

国と電力会社は「安価な電力の供給」という目的で原子力発電（手段）を推進しました。そして、そのリターンは電力利用者（国民）が受けました。リスクも同じです。

しかし、そのリスクが安全対策コストを価格に転嫁したくない、という経営判断（運用）によって起きてしまったのも事実です（結果論ですが）。事故前の東京電力は超優良企業でした。フィクションによる構成員への分配（リターン）も多かった。皮肉な言い方をすれば「本来行うべき安全対策費も分配してしまった」ということでしょう。

原子力発電の「Who gains from it?」は「安い電力料金で電気を使ってきた（電力）消費者」「Who pays the cost?」は「これからの（電力）消費者」です。

column・1004

国（フィクション）の分け前取引（歳入と歳出）

国の存在意義も分配機能です。憲法第 85 条は次のように規定します。

「国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とする。」

国の財政の基本理念です。清宮四郎『法律学全集 3 憲法 I』³¹⁾ は次のように述べます (p.253、筆者による要約、() 書きは筆者注)。

「財政の問題（国家が存立し、いろいろの活動をしていくためには莫大な金が要る。国家がその必要とする金をどうして調達し、また手に入れた金をどのように使うかの問題）は、国の政治の中心問題であり、（構成員である）国民のふところに非常に大きな関係がある。」★¹⁴

これを受け、財政法第 4 条は次のように定めます。

「国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。」

しくみは諸刃の剣です。歳出を借金で賄ってはいけません。借金をするには国民の代表である国会の承認を得なければならない。というルールを逆手にとります。

国会の議決(承認)を受ければよいのです。そうすれば財政はどうとでもなる(運用できる)。支出が膨らんでも OK (かまいません)、それを借金で賄っても OK (問題なし)、ということです。その借金をどうやって返すのか、そのツケを支払うのは誰か、という視点が欠けています。言い換えれば「借金しても拋出すべき

★¹⁴ 「財政は、一国の政治の内幕をもっとも露骨に、はっきりと示すものである。一つの国の政治の実相を知るには、その国の財政の実情をうかがうのがいちばん手近であり、確実である。収入・支出の仕方と内容を見れば、その国がどのような性格をもち、どんな政治を行なっているかが、かくすところなく、あらわになる。」(清宮四郎³¹⁾ p.253)

第10章 フィクションの目的とその運用

歳出か」その判断が欠けています（それを審議するかどうかは選ばれた人物の判断に委ねられます）。

令和4年度の歳出予算³²⁾は107兆5,964億円（コロナ対策予備費5兆円を含む）、そのうち国債費が24兆3,393億円、22.62%を占めます。税金による調達額は65兆2,350億円、建設国債6兆2,510億円、特例国債（赤字国債）は30兆6,750億円です。令和2年度末の国債残高（実績）は973兆円、税金（見込み）の14.91年分にあたります。税金の先喰いです。将来世代への負担の先送りを止める必要に迫られています★¹⁵⁾。

★¹⁵⁾ 「平成十七年度末での国債発行の累積残高は五百三十八兆円と見込まれ、これは国税収入の十二年分に相当する」（水野勝『税制改正五十年——回顧と展望——』³³⁾ p.717、借金を返すのを次の世代に先送りしていることになりませぬ一筆者注）。

そこで、同書では「未成年者に対しても選挙権を与えてよいのではないか。その行使は親権者たる両親が代行する。投票者は独り自分自身の選挙権だけでなく年少世代の分も合わせて投票するということになれば、簡単に棄権することはできなくなり、若い現役世代の投票率の向上につながる。」(p.719)という提言をしています。

column・1005

大平正芳の一般消費税

大平正芳記念財団『大平正芳 人と思想』³⁴⁾より(pp.496-499、筆者による要約、下線、() 書きは筆者注)。

首相自身、昭和59年度に赤字国債発行をなくす目標が大型増税なしに達成できるとは考えていなかった。首相は行政改革の困難さとその財政的限界を知りつくしており、「切って切って、なお足らざる時は、国民に新たな負担をお願いせざるを得ない」と考えていた。

増税が選挙に不利に作用することは、政界関係者の常識である。

昭和54(1979)年9月3日、当時の総理大臣・大平正芳は国会で所信表明演説を行い、財政再建について次のように理解を求めた。

「負債をこれ以上後代世に押し付けることは許されません。財政は、速やかに自らの体質(赤字国債)を改め、その対応力の回復を図るべきであります。財政再建は焦眉の問題であり、この課題を回避することは責任ある政治を全うするゆえんではないと考えます。そのため極力歳出の削減に努めるが、どうしても必要とする歳出を賄うに不足する財源は、国民の理解を得て、新たな負担を求めることにせざるを得ない、と考えております」

側近によれば「国民が好まないことでも、やらねばならないときがある。それが政治というものだ」と決意のほどを語ったとされ、「理を尽くして説得すれば国民は解ってくれる」との信念を抱いていた。

その信念のもと国民に問うた解散・総選挙は、解散の翌日に日本鉄道建設公団のカラ出張、ヤミ給与が発覚しました。さらに環境庁でもカラ出張がみつきり、郵政省、総理府、大蔵省等の公費の浪費が暴露されます(岸宣仁『税の攻防』³⁵⁾p.53)。

カラ出張は公金横領、犯罪です。税金の無駄遣いを放置したままで何が増税だ。下線の前半は、面従腹背の部下(官僚)によって振り出しに戻されました。

第10章 フィクションの目的とその運用

下線の後半、消費税が導入されるのはそれから10年後の1989（平成元）年4月1日、大平内閣で大蔵大臣を務めた竹下登総理が実現しました★¹⁶。

大平首相の財政への取り組みは極めて真摯であり、尊敬できる政治家だと筆者は思います。今、国の借金はムダ使いの見直しで何とかなるレベルではありません。タガの外れた借金体質は膨れ上がる一方でしょう。大平首相のように正攻法で増税をお願いするしか方法はありません。

しかし、今の歳出を見直さない（無駄使いがあるかもしれない）ままの増税は国民が納得しません。まず国が歳出（決算）を把握（検証）すること、それを国民に示して、初めて増税の相談をすべきでしょう（筆者の提言はこの章の最後に述べます）。

★¹⁶ 岸宣仁³⁵ はプロローグで次のように述べます（筆者による要約）。「一般消費税で大平内閣（昭和53年12月－昭和55年6月）が潰れ、売上税で中曾根内閣（昭和57年11月－昭和62年11月）、消費税で竹下内閣（昭和62年11月－平成元年6月）が潰れ、国民福祉税で細川内閣（平成5年8月－平成6年4月）が潰れた」

消費税廃止を訴えて議席を延ばした社会党、自民党、新党さきがけがタッグを組んだ村山内閣（平成6年6月－平成8年1月）で³⁶、消費税率は3%から5%への引上げが決まりました（平成6年1月成立、平成9年4月施行）。

column・1006

消費税改正の経緯

税率5%から10%への増税法案は民主、自民、公明の3党合意により平成24年8月10日に成立、同22日に公布³⁷⁾されました。税率を8%（平成26年4月より）、10%（平成27年10月より）の2段階引き上げでした。

同年11月衆議院解散、12月の総選挙で民主が大敗し、自民、公明の連立政権となります。

3党合意の税率引き上げは、第1段階は予定通り実施されたものの、第2段階は平成27年度税制改正法で平成29年4月まで1年半延期されます（平成27年3月31日成立・公布³⁸⁾）。増税法（平成24年）附則18条3項には「経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる」とあり、総合勘案によるものでした。なお、この改正（平成27年）で「景気判断条項」は削除され確実に実施することとされました。

平成28年税制改正で「軽減税率（平成29年4月より）」と「インボイス制度（平成33年4月より）」が実施されることになりました（平成28年3月29日成立・同31日公布³⁹⁾）。前年（平成27年）10月、軽減税率に慎重だった自民党税制調査会会長の更迭人事を実行して取りまとめられた改正案でした。

その半年後、「世界経済の不透明感が増す中で新たな危機に陥ることを回避する」との理由により、税率引上げを平成31年10月1日まで再延期する法案（「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律案」他）が平成28年9月に国会に提出され、同年11月18日に成立、同月28日に公布・施行⁴⁰⁾されました。

[3] インボイス（2023（令和5）年10月導入予定）は免税業者をターゲット★¹⁷にした増税である

一律増税（8%→10%）で5.7兆円の財源を予定した財務省は、手柄をアピールしたい政権与党に1.1兆円の軽減税率を強いられた（新たな財源確保も押し付けられた）。

納税義務が免除される事業者が取引先からインボイスを求められ、適格請求書発行事業者の登録をして納税する。その税収増は2,480億円（見込み）。免税業者は年間売上高が1,000万円以下、規模でいえば経済的弱者である。値引きシール1枚に満たない減税（30円÷2%=1,500円、150円ではない）の積み重ねが免税業者を廃業に追い込む。

（筆者ホームページ⁴¹より）

消費税は、「消費（財やサービスなどの享受）」に負担を求めるものですが、「消費者を直接納税義務者とするのではなく、事業者を納税義務者とし、転嫁を通じて、間接的に消費者に負担を求める仕組み」（水野勝『租税法』¹⁵ p.336）です。「課税の累積を排除するために仕入税額控除制度が設けられており、国内取引の事業者の納付税額は、売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除した金額」（同¹⁵ p.340）です。

仕入控除税額の把握手段として帳簿方式を採用しました。事業者は所得計算のために作成された帳簿を使って消費税の税額計算も行いま

★¹⁷ 第198回国会 衆議院 財務金融委員会（平成31年2月26日）⁴¹で政府参考人である財務省主税局長は、免税事業者の4割、161万者程度が課税事業者に転換する計算となっている、と答弁しています。

す。

流通価格が（製造）→700（卸し）→800（小売）→1,000（消費者）と動いたとします。利益は、製造原価620として80、卸しは100、小売は200です。税率10%の負担額（支払総額）は、卸し770、小売は880、消費者は1,100です。もし、仕入税額控除のしくみがなければ支払総額を価格に転嫁して売ることになり、消費者は流通過程で生じた税金を全て負担することになります。卸しは購入価格770 + 利益100 + 消費税87で販売→小売りは購入価格957 + 利益200 + 消費税115.7で販売→消費者は1,272（端数切捨て）の負担となります。

インボイスは国が認める税額控除証明書です。2023（令和5）年10月からインボイスに示された消費税しか控除できないことになりました（帳簿方式による税額控除は、その一部が認められますが段階的に廃止されます）。

インボイスを発行するには適格請求書発行事業者の登録が必要です。消費税を納めているからといって「登録しなければならない」ということではなく、登録するかどうかは事業者の自由です。国が強制するものではありません。しかし、そのことで不利益を被るのは取引先（売上先）です。

取引先が最終消費者（消費税の負担者）であれば、適格請求書発行事業者の登録をしてインボイス発行費用を支出する必要がありません。多くの小売店、サービス業（衣料、食料品、家電、薬局などの生活用品販売、スーパー、コンビニエンスストア、ホームセンター、ドラッグストア、ファミリーレストラン、喫茶店、美容院・理髪店、娯楽業などの業種）は、「消費税は納めてもインボイスを発行しない」ことが起こります。

すなわち2023（令和5）年10月以降の領収書は次の3種類となります。

- ㊦ 税額控除できる領収書（適格請求書発行事業者の登録をして消費税を納める事業者）
- ㊧ 消費税〇〇円と書かれていても税額控除できない領収書（消費税は納めてもインボイスを発行しない上記事業者）
- ㊨ 消費税についての記載のない（消費税の納税義務がない者が発行した）領収書

インボイス制度導入により、いわゆる免税事業者★¹⁸は「消費税〇〇円」と記載できなくなります。買い手が仕入税額控除できないため、インボイスの発行を要請する事態が想定されます。取引停止をちらつかせながら適格請求書発行事業者の登録を迫る。明らかな「**弱いものイジメ**」です。免税事業者に納税を強いるのは取引先でも、そうさせるしくみを作ったのは財務省です。これまでめこぼししている事業者に納税させる。小規模事業者には納税を求めない、というスタンスは確保しつつ新たな税収を確保する（自主的に納税する）。そこま

★¹⁸ 消費税が施行された1989（平成元）年4月、当時の免税業者は年間売上高3,000万円以下でした（消費税法第9条1項）。

「わが国には、中小零細事業者が多く、その事務負担及び執行面を考慮し、このような事業者免税点制度が設けられている」（水野勝¹⁵）p.348）。

「納税額が少額であり税収への影響が少ないことから、納税義務を免除することによって税務執行のコストを節減することができる」（金井恵美子『令和3年10月改訂 プロフェッショナル 消費税の実務』⁴²）p.546）。

零細業者への恩恵措置でもありました。単価切り下げ要請は日常的であったものが「消費税」はきちんと払ってもらえる。公正取引委員会が味方になってもらえました。

でして（なりふりかまわず）税収の確保に躍起^{やつき}になるほど財政が行き詰まっている、ということです。

その原因となったのが政権与党の意味のない政策アピールです。食品の税率を低く抑えたからといって負担が軽くなるということはありません。農作物を生産するための種苗、肥料、農業機械、燃料、農薬等の原価に10%の消費税がかかっています。これは販売価額を押し上げます★¹⁹。価額に転嫁する消費税では特定の財、サービスが負担を免れる、ということはありません。軽減税率8%は消費者への気休めに過ぎません★²⁰。しかし、そのために仕入税額控除という消費税の基本的しくみが変わることになりました。

★¹⁹ 医療費は非課税ですが、診療機関が負担する消費税は患者の窓口負担に上乘せられています（column・304（p.51）参照）。

★²⁰ 平成28年度税制改正大綱⁴³で、軽減税率は「…買い物の都度、痛税感の緩和を実感できるとの利点がある」と説明しています。痛税感緩和でトクをしたのは誰でしょう。食費にお金をかけられる人、高所得者です。

政権政党はアピールさえできればよいのでしょうか（ここまで増税に及び腰で財政は再建できるのでしょうか⁴⁴）。支持率を気にして増税できない政権に将来を見据えた政治は期待できないと筆者は思います。

なお、2004（平成16）年9月の税制調査会海外調査報告からは、「付加価値税の軽減税率制度は、逆進性の緩和効果及び低所得者を救済する効果が小さい」ことが読み取れます⁴⁵。

帳簿方式による仕入税額控除では「消費税〇〇円」の文字が無くて、財もしくはサービスの提供が免税取引、非課税取引★²¹ でなければ税額控除が認められます。しかし、インボイス制度では㉠に支払った消費税を控除できません（国は㉠から受け取っているのに）。ダブル課税ではないのか。そうでないとすれば「その取引は事業者が最終消費者だから」という論理でしょう。ともかく仕入税額控除の考え方を変えました。

仕入税額控除できないということは消費税の支払が増えるということ、コスト増です。増えたコストは販売価額に反映させることとなります（その値上分には消費税がかかります）。仕入税額控除できないコストも消費者、事業者のインボイスの発行コストも消費者の負担となって跳ね返ります。また、㉡㉢㉣の領収書が混在する消費税計算は入力作業時間の増加につながります。帳簿方式であれば「勘定科目に税区分を設定し必要に応じて税区分を訂正する」ことにより入力の作業効率を回復しましたが、登録番号を確認しないと仕訳の税区分がつけられない。その事務コストも販売価額に転嫁されます★²²。

★²¹ 第3章第2節 [2] (pp.48-52) 参照

★²² 筆者の体験上、税務調査で「消費税をちゃんと確認された」ことがあります。会計ソフトが提供する科目別・税区分別集計表のコピーを渡しておしまいです。指摘されたのは軽油引取税ぐらいでしょうか。

限られた調査時間のなかで修正事項が見つかったとしても、大きな調査実績（納税）になりにくい個別取引のチェックに労力を費やすことはしないでしよう。「一生懸命確認して集計しても税務署の人はチェックなんかしないよ（徒労に終わるよ）」そんな納税者の愚痴になるような気がします。そして、その手間代は消費者のツケとして押しつけられます。

ところで㊸にも税額控除の認められるものが存在します。例えば「農協特例」です⁴⁶⁾。農作物を農協に出荷した農家が免税業者であっても、(委託販売をする農協から)購入した顧客(業者)は仕入税額控除できるというものです。農家が家族経営であれば、年間売上は1,000万円以下であることが多い。業者は、消費税を納めない免税業者(農家)から購入した農作物なのに仕入税額控除が認められる★²³⁾。

2019(令和元)年10月、飲食料品(酒類・外食を除く)の販売と新聞の定期購読は8%、それ以外は10%という複数の税率になり、「税率ごとの消費税額を正確に伝える必要が出てきた」というのがインボイス制度の導入根拠です⁴⁷⁾。インボイスが発行されないのに税額控除が認められる。なぜ控除できるのか、その論拠は示されていません。インボイス導入根拠を根底から覆すような特例措置だと筆者は思います。

これが消費税のインボイスでどう影響するか。インボイスにより仕入税額控除は「㊿」と「㊸の特例分」に限られることになりました。帳簿方式であれば元帳の摘要に書かれている内容から課税区分が確認できました。しかし、インボイスは登録番号を確認するという手間をかけないと課税区分が確定しません。納税者が見解の相違を理由に修正申告に応じない場合、税務署長はどうやって更正金額を確定させるのでしょうか。

★²³⁾ 農協特例以外でインボイスが発行されなくても税額控除が認められるものとして、不動産業者が自宅を買い取った場合や、リサイクル業者が家庭用動産を買い取った場合などに買取価額を税込価額と読み替えて税額控除が認められています。

インボイス導入後、免税業者はどう対応すべきでしょうか。消費税という名目の上乘せ分は資金繰りに折込み済となっています。課税業者になったら資金ショートします。財務省は経過措置という廃業先のばし策を用意してくれました。

2016（平成28）年11月28日公布された改正法は、免税事業者等からの課税仕入取引につき仕入税額控除の対象とすることができる割合を次のように定めました。

- ・2023（令和5）年10月1日から2026（令和8）年9月30日までの3年間 …… 80%
- ・2026（令和8）年10月1日から2029（令和11）年9月30日までの3年間 …… 50%

免税業者の取引先は仕入税額控除が認められます。

例えば、免税業者に11,000円（請求書は本体10,000円、消費税等1,000円）の支払いをしていて、インボイスが発行されないから10,000円に減額した、とします。「おまえは消費税を納めていないのだから消費税は払わない」として10,000円に下げたものですが、当初の3年間は727円（ $= 10,000 \text{円} \times 1/11 \times 0.8$ ）の仕入税額控除が認められます。

この727円を消費税申告で仕入税額控除しているにもかかわらず、10,000円しか支払わないのは不当利得、免税業者いじめです。公正取引委員会、中小企業庁に「単価を切り下げられた」と訴えることができます（税務署が売上先に納めなくていいと認めた727円です）。

では、どれだけ払えば免税業者いじめにならないのでしょうか。

本体10,000円 + 800円で計算してみます。

$$10,800 \text{円} \times 1/11 \times 0.8 = 785.45 \text{円}$$

$$10,785 \text{円} \times 1/11 \times 0.8 = 784.36 \text{円}$$

円未満の端数は積み上がれば控除できるから7.85%を本体価格に上乘せして請求できる。事を荒立てるつもりはありませんが、価格交渉の席についてもらえます。1割値下げさせられたら廃業するしかないが、2% ($10,785 \div 11,000 = 98\%$) なら何とかしのげる。上記役所が味方です。インボイスの導入で即、廃業勧告と悲観するのではなく、3年間は交渉すればしのげる。それまでに生き残る道を探そう、そう覚悟を決めて頑張っていたきたい、と筆者は願っています。

1988（昭和63）年12月30日成立した税制改革法（法律第107号）には「公平」「中立」「簡素」という税制の基本理念が示されていました★²⁴。消費税という新たな税を国民に課すにあたって国の方針を明らかにしたものです。

水野勝¹⁵⁾は、次のように述べます（p.342、筆者による要約）。

「消費税は、誰に対しても消費の大きさに比例して負担を求められることができる、という特徴がある（再分配機能はあまりない）。税の再分配機能は税体系（歳入）全体で論じるべきものである。更に社会保障制度等の施策（歳出）も含め財政全体として判断すべきものと考えらる。」

税は国民の生活（消費）に応じて負担を求める（消費税）。これをベースにして、その（抛出の）もとになる所得や（結果として）蓄積

★²⁴ 昭和63年法律第107号 税制改革法

第3条 今次の税制改革は、租税は国民が社会共通の費用を広く公平に分かち合うためのものであるという基本的認識の下に、税負担の公平を確保し、税制の経済に対する中立性を保持し、及び税制の簡素化を図ることを基本原則として行われるものとする。

された財産に対する累進課税で再分配のメリハリをつける、というのが税の再分配機能（構想）です。

歳入ではできない再配分を歳出で補います。社会福祉構想です（税の負担過多をカバーするしくみです）。自助努力を奪わない（失わない）支援が必要でしょう（アフリカへの経済支援は反面教師です）。

税の基本ベースとなる消費税は単一税率が望ましい（それがベストです）。消費（生活費）への課税は公共部門の費用負担を国民に認識してもらう絶好の機会です。痛税感などと税の負担から目をそらす（逃げる）のではなく国の再分配機能を執行してほしい、と筆者は思います。

インボイスには、何の付加価値もありません。消費税計算を行うためだけに創設されたしくみです。税の最終負担者である消費者にしてみればインボイスがあってもなくても領収書でしかありません。インボイスという壮大なムダ使いはやめてほしい。諸悪の根源は複数税率、やめればインボイスもなくなります（あえて「諸悪」と決めつけましたが、ムダ使いは日本経済の国際競争力を奪います）。

ではどうするか。

例えば、1日千円しか食費にまわせない人の年間食料費は36万5千円です★²⁵。軽減税率の恩恵は1日20円、年間7千300円にしかありません。一方、1日3千円使っている人の恩恵は2万1千900円。**ちっとも経済的弱者（生活困窮者）にやさしくない。**

★²⁵ 生活困窮者ではありませんが、『うおつか家の台所実用ノート 眼からウロコ！ “ひと月9000円”の快適食生活』⁴⁸⁾の著者・魚柄仁之助氏は1日1,000円でも快適な食生活が営めることを実践しています（その分アルコールにお金を費やしています）。

むしろ、軽減税率なんかやめて**1人年間1万円を食費(生活必需品)補てんする**。たくさん消費する人に応分の負担をしてもらうのが消費税。その(消費税)一部を公平にキャッシュバックする。1兆2,547億円の**再分配政策**です(総務省の概算値で2021(令和3)年12月の人口は1億2,547万人)⁴⁹⁾。**率ではなく額の公平です**。

「額」であれば徐々に引き下げていくことが可能です(もともと5%から8%に引き上げた時には痛税感緩和などという措置はとられていません)。率のようにいつまでも施すのではなく、期間限定、ソフトランディングが政治だと思います★²⁶⁾。

★²⁶⁾ 平成30年11月、筆者は支援する国会議員を表敬訪問しました。その時ゲストとして講演してくださった方に、軽減税率の見直しをお願いしたところ、回答は「もう決まったことだから」でした。決めたこと(平成24年の3党合意、column・1006参照)を2度も変えておいて「その言いぐさはないだろう」と思ったのを覚えています。

しかし、消費税の見直しができるのは政権政党です。弱いものイジメ、成果をもたらさない事務処理コストの増加を止める消費税改正(軽減税率廃止→インボイス導入中止)をお願いしたいと思います。

[4] 国というフィクションをどう活かすか —— 日本の未来のために

最後に、筆者からの提言を二つ紹介してこの章を終わりたいと思います。

一つ目は将来を担う子どもたちに選挙に参加してもらうことです。

投票ではありません。関心を持ってもらうしくみ、中学生参加の選挙事務体験（社会勉強）です。

例えば参議院議員の任期は6年ですが、定員の半数は任期がずれているため3年置きに必ず選挙が行われます。そこで、中学1年生から3年生まで生徒全員が時間帯を区切り、投票事務★²⁷に携わります。参議院議員選挙には比例代表もあり、さらに最高裁判事の国民審査も同時に行われます。人手もかかります。授業であれば労働ではないから時給を払う必要もありません。人海戦術でこなす開票作業も中学生全員に手伝ってもらい、それを間違いがないかだけを大人がチェックするようにすれば開票作業も早く進むはずです。

翌日は休校にし、その代わりアンケート形式の宿題を出します。本人確認や投票用紙の振分作業などの体験談や、棄権する人をどう思うかといった意見を書いてもらい、翌々日に全て公表します（記入者は公表しません。匿名です。お互いどんな意見を持っているか、人の意見も読むなかで自分の意見が確立していくのではないでしょうか）⁵⁰。

選挙にかかわることで、選ばれた人（当選した人）たちの施策に関心を持ってもらえる、と思います。

★²⁷ 前日の会場設営、早朝の受付、選挙人名簿とのチェック、投票用紙の交付、投票の確認、投票時間終了確認（投票箱の締切）、開票作業など。

二つ目は国の歳出の見直し、そのための会計検査院改革です。

あきらかに「使い過ぎ」です。本当に必要な支出なのでしょうか（借金してまでしなければならぬのでしょうか）。目的（歳出すること）は正しいとして、その運用は適切（効率的）でしょうか。会計検査院がムダ使いを指摘しているのに、毎年指摘を受けている。一言でいってしまえば「国の予算執行はずさん」ということです（もう少し正確に言えば「その疑いが強い」）。国民から取りあげたお金（税金）がムダ使いされる、納税者（タックスペイヤー）に対して失礼の極みではないでしょうか。

重松博之 山浦久司 責任編集『会計検査制度——会計検査院の役割と仕組み』⁵¹⁾によれば、会計検査院の2014（平成26）年4月の定員は1,254人（p.39）。2013（平成25）年次（2012年（平成24）年度決算分）の出張した調査官の延べ日数は約33,500人日、実地検査の実施率はわずか9.4%（検査対象31,625箇所のうち実地検査が実施されたのは2,982箇所）でした（同⁵¹⁾ p.97）。

決算検査はどこまでチェックできたのでしょうか。国の2012（平成24）年度決算について会計検査院が受領した計算書は16.6万冊、証拠書類は4,327万枚にのぼります（同⁵¹⁾ p.87）。

平成24年度決算は2013（平成25）年9月3日に内閣から会計検査院に送られ、同院は同年11月7日に内閣へ検査報告を添付して決算書類を回付しています（同⁵¹⁾ p.111）。僅か2カ月、その間に計算書を確認し検査報告書をまとめています⁵²⁾。どこまで見て報告書を書いているのでしょうか。全部見たのでしょうか（「見てない」とは言えないでしょう）。

憲法には次のように規定されています⁵³⁾ (下線筆者)。

第90条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

② 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

第91条 内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年1回、国の財政状況について報告しなければならない。

実地検査は**限られた人員と予算**のもとで行われるため、全ての検査対象箇所を毎年行うことはできず、抽出して実施される(重松博之他 責任編集⁵¹⁾ p.97)そうです。決算検査も同様ではないでしょうか(抽出検査にとどまるのではないかと思います)。

憲法に定められた「すべて…検査」を会計検査院は行っていません。憲法違反です。違反したのは検査できるだけの予算、人員を与えなかった内閣、その予算を承認した国会です。**会計検査院の予算が少なすぎます。**

だったら増やせばいい。会計検査院は立法、行政、司法から独立した機関とされ、予算編成権を持つ内閣に対し要求できる(国会、裁判所と同様)ことになっています(財政法第19条2項)。以下、筆者の試案です。

まずは規模を倍にすべきです。1度、キチンと決算をチェックすべきです。**これまで決算をフル点検したことが1度もない(はずです)。**点検しきれないのに次の決算が回ってくる。

抽出して実施される実地検査は(2013(平成25)年次)、**Ⓐ**本省、本社、主要な地方出先機関等では4,232箇所中1,844箇所、43.5%です。**Ⓑ**その他の地方出先機関等は6,685箇所中1,074箇所、16.0%、**Ⓒ**そ

他の箇所（郵便局、駅等）は 20,708 箇所中 64 箇所です（重松博之 他 責任編集⁵¹⁾ p.98）。

検査を受ける側からすれば、①「去年来たから今年は来ない」②「4、5年に1度」③「100年に1度レベル」です。少なくとも①②は毎年検査すべきです（③は後述します）。そのためには検査官を倍にすべきです。

どこから人を調達するか。監査のプロ、公認会計士が第1候補と思われるがちですが、歳出の資金源泉は税金です。タックスペイヤー（納税者）の目線で「我々が負担した税金は好き勝手に使われていないか」検査してほしい。税理士と税務職員が検査官の第1候補です。任期は3年、各々100人ずつ採用する。3年で600人の増員となります★²⁸⁾。

これに公認会計士、経営コンサルタント、弁護士、行政書士、民間企業の監理者など様々なプロから100人、合わせて900人の増員を行います（以下「期限付スタッフ」）。

これまで会計検査院は、定年など退職者の欠員補充程度しか人が変

★²⁸⁾ 検査^{イコール} = 監査ではありません。高田正淳『最新監査論』⁵⁴⁾では、公認会計士が行っている監査の主要目的は、「投資家に対し企業の公表する財務諸表が全体としてその企業の財政状態と経営成績を適正に表示しているかどうかに関する意見並びに説明を与えること」であり、「財産の私消や会計上の不正・誤謬を個々に指摘することは第二義的な目的」とされます（p.159）。「必要な範囲を超えて（中略）投資家に報告することは、不要であるだけでなく、むしろ逆に投資家を誤導する原因にもなる」（同⁵⁴⁾ pp.159-160）。

目的が異なります。税理士や税務署員も検査官と同じではありませんが、納税に係わっているだけに歳出へのチェックは検査官より厳しくチェックすると思います。

わりません（顔なじみばかりで馴れ合いにならないか、と税務調査を受けている筆者は思います）。見慣れない職員が検査に混じってくる。検査を受ける側に緊張感をもたらします（人間相互の牽制機能が生まれます）。

税務調査では新たな書類の提供を求められ、取りに行こうとすると調査官がいっしょに付いてくる。書類を取り出そうとすると「ついでにこれも見せてください」と質問検査権を行使します。また、トイレに立ち寄った帰り、従業員に直接質問したりします。相手から煙たがられる存在にならないと検査の実が上がりません★²⁹。

そして、配属1年目で検査のしくみがわかったら、2年目3年目は出自の経験を活かした検査を展開させます。期限付スタッフを税理士チーム、税務署員チーム、公認会計士チーム、法務チームなどオリジナルチームを組織させます。そして、タックスペイヤー目線で検査をさせる。チームごとに対抗意識が芽生えれば会計検査院も活性化するでしょう（会計検査院がムダ使いと指摘する金額は国家予算から見ればほんの僅かであり、検査員の年間予算程度しか指摘しない（自分の

★²⁹ 石井紘基 原作『官僚天国 日本破産』⁵⁵⁾では、議員の国政調査権★³⁰を駆使して国のムダ使いを追及していく経過がマンガで描かれています。

そこでは、いつまで待っても書類が出てこない、出てきても不十分なものが見せない模様が描かれています。真っ黒に塗り潰された文書は、今なら「ノリ弁」と揶揄されるでしょう。

しかし、国会審議で提出される文書と違い会計検査院に黒塗りは通用しません（厳格な守秘義務は要求されるでしょうが）。

★³⁰ 憲法第62条

両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

食い扶持しか働かない⁵⁶⁾との指摘が寄せられています)。

◎の数字は検査対象になっているので「検査した」という実績づくりの数字です。「0」では責任を問われます。それぞれ1人日でしょう。民間に外注すればよい、と思います。税理士、公認会計士に決算監査への協力を義務づけます★³¹⁾。

国の決算という繁忙期に当然の責務として会計検査院の検査業務に従事してもらおう。

それぞれの会則に協力(社会貢献)義務を明記する。時期は各省庁が決算を締め切る7月以降、株主総会は終了しています。会計検査院で予算組みして、全ての検査対象を検査する。いつまでも憲法違反を続けてはいけません。

検査にあたって、常に意識してほしいのは歳出の「目的」、そしてその「運用」が「目的の趣旨に沿っているか」です。本書で述べてきた「簿記的思考法(目的と手段)」が役に立つと筆者は思います。

★³¹⁾ 筆者が所属する名古屋税理士会会則第62条に、会員は小規模納税者に対する税務支援に従事しなければならない(具体的には、確定申告期の無料税務相談の相談員を務める)と規定されています。全ての税理士会(地域会)会則に税務支援の規定があり、税理士の当然の社会的責務だと捉えられています。

名古屋国税局管内(岐阜、静岡、愛知、三重)令和3年度無料税務相談には、延べ3,222人日の税理士が従事します(この事業は名古屋国税局がホームページで公募し、税理士会が応札、落札しました)。

-
- 1) 松本仁一『NHK カルチャーラジオ 歴史再発見 アフリカは今 カオスと希望と』（NHK出版、2016（平成28）年）
→ 2016（平成28）年4～6月放送。
 - 2) 日本銀行時系列統計データ検索サイト
<https://www.stat-search.boj.or.jp/index.html>
「為替」（2022（令和4）年5月確認）
 - 3) 国土交通省ホームページ <https://www.mlit.go.jp/>
「自動車整備士になるには」で検索（2022（令和4）年5月確認）
 - 4) 人事院月報（1984（昭和59）年9月号）
 - 5) 週刊朝日 編『値段の明治大正昭和風俗史（上）』朝日文庫、1987（昭和62）年
 - 6) 週刊朝日 編『戦後値段史年表』朝日文庫、1995（平成7）年
 - 7) 新井益太郎 他『新簿記 新訂版』実教出版、2014（平成26）年
「一般には、取引というのが簿記では取引とならない（例）商品の注文、建物を借りる契約」（p.22）
 - 8) リース料の計算 <https://tomari.org/main/java/lease.html>
（2022（令和4）年5月確認）
 - 9) 日本銀行時系列統計データ検索サイト（URLは、2）参照）
「金利」（2022（令和4）年5月確認）
→ 公定歩合は現在の基準貸付金利のことです。
 - 10) 国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>
「令和3年分 譲渡所得の申告のしかた」で検索
【参考2】1 建物の標準的な建築価額表（単位：千円／㎡）
（2022（令和4）年5月確認）

第10章 フィクションの目的とその運用

- 11) ユヴァル・ノア・ハラリ (柴田裕之 訳) 『サピエンス全史 —— 文明の構造と人類の幸福』河出書房新社、2016 (平成 28) 年
Yuval Noah Harari, Sapiens: A Brief History of Humankind, Vintage Books, 2015.
・柴田裕之 他 『『サピエンス全史』をどう読むか』河出書房新社、2017 (平成 29) 年
- 12) 松本重治 監修 米山俊直 伊谷純一郎 編『アフリカハンドブック』講談社、1983 (昭和 58) 年
- 13) ウィキペディア <https://ja.wikipedia.org/wiki/>
「ベルリン会議 (アフリカ分割)」で検索、「ビクトリア湖」で検索 (2022 (令和 4) 年 5 月確認)
- 14) 我妻栄『法律学全集 2 法学概論』有斐閣、1974 (昭和 49) 年
- 15) 水野勝『租税法』有斐閣、1993 (平成 5) 年
- 16) 日本有権者連盟 編『政治家の通信簿：現衆議院議員 493 人の客観データのうち自己開示に応じた「正しき」181 人の肉声』四谷ラウンド、1996 (平成 8) 年
・東京商工連盟 編『国会議員の公約と行動：全衆議院議員この一年の記録 1997』四谷ラウンド、1997 (平成 9) 年
- 17) 文部省『民主主義』角川ソフィア文庫、2021 (令和 3) 年
「民主主義の国民は、自分たちの選んだ人々に、無条件の信頼をささげるということはない。りっぱな人物だと思って選んでも、その人々の行動がまちがっていると信ずる場合には、これに対して公正な世論の批判を加え、それをたえず是正していくのは、民主国家の国民の自由であり、権利であり、責任である。そこに国民の主権がある。」(p.421)
・和田静香『時給はいつも最低賃金、これって私のせいですか？ 国会議員に聞いてみた。』左右社、2021 (令和 3) 年
- 18) 金子宏『租税法』弘文堂、2011 (平成 23) 年
- 19) 国会会議録検索システム <https://kokkai.ndl.go.jp/>

第 91 回国会 参議院 大蔵委員会 第 10 号 (1980 (昭和 55) 年 4 月 1 日)
(2022 (令和 4) 年 5 月確認)

- 20) 山口翼 編『日本語シソーラス —— 類語検索辞典』大修館書店、2016 (平成 28) 年
- 21) 上野千鶴子「にぶんのごりん」中日新聞、2021 (令和 3) 年 8 月 5 日掲載
- 22) 総合資源エネルギー調査会電気事業分科会中間報告「バックエンド事業に対する制度・措置の在り方について」2004 (平成 16) 年 8 月 30 日
→ 国立国会図書館 インターネット資料収集保存事業
<https://warp.da.ndl.go.jp/> 「総合資源エネルギー調査会電気事業分科会中間報告」で検索 (2022 (令和 4) 年 5 月確認)
・「核燃再処理費用は 19 兆円 電力業界資産公表 料金上乘せの見通し」中日新聞、2003 (平成 15) 年 11 月 11 日掲載
- 23) 官報 平成 17 年 5 月 20 日、号外第 109 号
→ インターネット版官報 <https://kanpou.npb.go.jp/>
- 24) 公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター
<https://www.rwmc.or.jp/> (2022 (令和 4) 年 5 月確認)
→ 2010 (平成 22) 年 2 月、公益財団法人へ移行。
- 25) 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会『国会事故調 報告書』徳間書店、2012 (平成 24) 年
- 26) 若杉洸『原発ホワイトアウト』講談社、2013 (平成 25) 年
・若杉洸『東京ブラックアウト』講談社、2014 (平成 26) 年
- 27) 官報 平成 28 年 5 月 18 日、号外第 109 号 (URL は 23) 参照)
- 28) 官報 平成 29 年 9 月 28 日、号外第 210 号 (URL は 23) 参照)
- 29) 内閣府ホームページ <https://www.cao.go.jp/>
「賠償負担金・廃炉円滑化負担金の算入に伴う電力託送料金変更案の算定に関する消費者委員会意見」で検索 (2022 (令和 4) 年 5 月確認)

第10章 フィクションの目的とその運用

- 30) 「知らぬ間に上がる電気代 原発の賠償・廃炉費 昨秋から上乘せ」中日新聞、2021（令和3）年7月21日掲載
- 31) 清宮四郎『法律学全集3 憲法I』有斐閣、1971（昭和46）年
- 32) 財務省ホームページ <https://www.mof.go.jp/>
「令和4年度予算政府案」で検索（2022（令和4）年5月確認）
- 33) 水野勝『税制改正五十年——回顧と展望——』大蔵財務協会、2006（平成18）年
- 34) 公文俊平・香山健一・佐藤誠三郎 監修『大平正芳 人と思想』大平正芳記念財団、1990（平成2）年
→ 公益財団法人 大平正芳記念財団 ホームページ <http://ohira.org>
「大平正芳 全著作」「大平正芳 人と思想」「第七部 信頼と合意 使命感」を選択（2022（令和4）年5月確認）
- 35) 岸宜仁『税の攻防』文藝春秋、1998（平成10）年
- 36) 「歴代内閣総理大臣一覧」『歴史読本』新人物往来社、2009（平成21）年11月号
- 37) 官報 平成24年8月22日、号外第181号（URLは、23）参照）
- 38) 日本税理士会連合会 監修『月刊 税理 2015年7臨時増刊号 平成27年度改正税法詳解特集号』ぎょうせい、2015（平成27）年
・官報 平成27年3月31日、特別号外第11号（URLは、23）参照）
- 39) 税経『改正税法の手引き』平成27年度版、平成28年度版、平成29年度版
・官報 平成28年3月31日、特別号外第13号（URLは、23）参照）
- 40) 官報 平成28年11月28日、号外第261号（URLは、23）参照）
- 41) 筆者ホームページ <https://www.y-t-a.co.jp/>
今月の心・技・体より「技」、インボイスは免税事業者をターゲットにした増税である、2021（令和3）年12月

- 軽減税率によって、消費税を一律 10% に増税した場合より、1.1 兆円の税収減と試算している。
 - ・ 内閣府ホームページ <https://www.cao.go.jp/> 「平成 30 年 経済財政諮問会議」で検索 (2022 (令和 4) 年 5 月確認)
 - ・ 金井恵美子「消費税への税理士の対応～新旧税率の判断と価格の改定～」公益財団法人 日本税務研究センター主催『第 28 回 夏季セミナーⅢ』資料より、2019 (令和元) 年開催
 - 財務省は、軽減税率導入による歳入減を埋めるための財源のひとつに、インボイス制度導入による 2,480 億円程度の増収を挙げている。
 - ・ 国会会議録検索システム (URL は、19) を参照
第 198 回国会 衆議院 財務金融委員会 第 3 号 (2019 (平成 31) 年 2 月 26 日) (2022 (令和 4) 年 5 月確認)
 - ・ 金井恵美子「消費税実務 令和 2 年度 3 年度の改正及び新型コロナウイルス感染症拡大対応と被災者救済措置」南九州税理士会 令和 2 年度第 1 回地域研修会資料、2021 (令和 3) 年 1 月 13 日配信
- 42) 金井恵美子『令和 3 年 10 月改訂 プロフェッショナル 消費税の実務』清文社、2021 (令和 3) 年
- 43) 平成 28 年度税制改正大綱 (平成 27 年 12 月 16 日 自由民主党 公明党)
- 自民党ホームページ <https://www.jimin.jp/> 「平成 28 年度税制改正大綱」で検索 (2022 (令和 4) 年 5 月確認)
 - ・ 金井恵美子「付加価値税混迷のシナリオ『軽減税率の導入』を検証する」公益財団法人 日本税務研究センター主催『第 25 回 夏季セミナーⅡ』資料より、2016 (平成 28) 年開催
- 44) 杉村章三郎『法律学全集 10 財政法』有斐閣、1959 (昭和 34) 年
- ・ 「財政健全化置き去り 赤字国債発行 5 年延長審議」中日新聞 2016 (平成 28) 年 2 月 19 日掲載
- 45) 平成 16 (2004) 年 9 月 税制調査会海外調査報告 デンマーク、ノルウェー、スウェーデン
- 国立国会図書館 インターネット資料収集保存事業 (URL は、17) を参照
「税制調査会海外調査報告」で検索 (2022 (令和 4) 年 5 月確認)
 - ・ 金井恵美子『令和 3 年 10 月改訂 プロフェッショナル 消費税の実務』清文社、2021 (令和 3) 年

第10章 フィクションの目的とその運用

- 46) 「インボイス制度の特例」米穀新聞、2019（平成31）年3月14日掲載
→ 一般社団法人 全国木材組合連合会 <https://www.zenmoku.jp/>
「木材関連事業者の皆さまへ」「中小企業関連情報」「構造改革対策関係（金融・補助・支援、中小企業対策等）」「木材産業 消費税の軽減税率対応HP」を選択（2022（令和4）年5月確認）
・ 金井恵美子「消費税実務 令和2年度3年度の改正 及び 新型コロナウイルス感染症拡大対応と被災者救済措置」南九州税理士会 令和2年度第1回地域研修会資料、2021（令和3）年1月13日配信
- 47) 公益財団法人 名古屋西法人会「基礎からわかるインボイス」
- 48) 魚柄仁之助『うおつか家の台所実用ノート 眼からウロコ!“ひと月9000円”の快適食生活』ゴマ文庫、2009（平成21）年
- 49) 財務省統計局ホームページ <https://www.stat.go.jp/>
「人口推計」で検索（2022（令和4）年5月確認）
- 50) 筆者ホームページ（URLは、41）を参照）YTA資料館より「1999/2/13 発信 YTA メモ-1999 その34」
・ 「投票所の事務にアルバイト採用」中日新聞、1999（平成11）年2月6日掲載
- 51) 重松博之 山浦久司 責任編集『会計検査制度——会計検査院の役割と仕組み』中央経済社、2015（平成27）年
- 52) 財務省ホームページ <https://www.mof.go.jp/>
「財務省の政策」「予算・決算（国のお金の使い道）」「毎年度の予算・決算」を選択（2022（令和4）年5月確認）
- 53) 小林直樹『〔新版〕憲法講義（下）』東京大学出版会、1983（昭和58）年
- 54) 高田正淳『最新監査論』中央経済社、1979（昭和54）年
- 55) 石井紘基原作『官僚天国 日本破産』道出版、1996（平成8）年
・ 石井紘基議員追悼集刊行委員会『政治家石井紘基その遺志を継ぐ』明石書店、2003（平成15）年

- 56) 中村敦夫『この国の八百長を見つけたり』光文社、1999（平成 11）年
・猪瀬直樹「永田町——霞が関——虎ノ門 チョベリバトライアングルに斬！」
月刊宝石、1999（平成 11）年 8 月号
- 57) D・カーネギー（山口博 訳）『人を動かす』創元社、2015（平成 27）年